

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン

上越教育大学附属小学校

【基本方針】 学校では次の四つを基本方針として、全職員が共通理解して取り組む。

○感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学級、学年との接触の機会を可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を基本とする

<三つの密>

- ・密閉（換気の悪い空間にいる）
- ・密集（手の届く距離に多くの人がいる）
- ・密接（近距離での会話や発声がある）

○子どもたちの様子をよく「みる」

ウイルス感染への不安、外出や思い切り活動ができないストレス、生活習慣の乱れなど、子どもたちをよく「みる」ことを大切にする。

○学校生活への意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」という意識付けをする。

○学習内容の確実な実施

【内容】 当面の実施内容

I 感染症対策

1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる状況にある。
- ・正しく理解して、感染者や濃厚接触者（疑いを含む）、医療従事者、外国にルーツをもつ児童やその家族等に対し、差別や偏見がないようにする。
- ・学級担任の指導の他に、養護教諭による新型コロナウイルスにかからないための指導を全学級で行い、正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をする。

2 学校における感染症対策

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020.12.3 ver.5）、年度末に行われる行事等の留意事項等について（文部科学省 2021.2.5）、合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（一般社団法人全日本合唱連盟 2020.9.8）を基に、感染症対策の3つのポイントを踏まえ、感染症対策を行います。

3つのポイント

○感染源を絶つこと ○感染経路を絶つこと ○抵抗力を高めること

(1) 健康観察

① 家庭での健康観察

- ア 毎朝、登校前に検温と健康観察の結果を「健康記録カード」に記入する。
- イ 発熱（37℃以上を目安、ただし個人差あり）や咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある場合、感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、無理せず登校を控える。保護者の申し出があれば、出席停止とする。

② 学校での健康観察

- ア 登校前に検温できなかった児童は、教室に入る前に検温し、異常のないことを確認後、教室へ入室する。
- イ 欠席の連絡を受けた場合、「欠席聞き取り用紙」に記入しながら児童の様子を聞き取る。欠席連絡を受けた職員は、「欠席聞き取り用紙」を該当学級担任に渡し、学級担任は健康観察簿に添付する。
- ウ 朝の会の健康観察は入念に行う。
- エ 担任は児童の健康状態を「健康記録カード」及び健康観察で確認し、必要に応じて養護教諭（不在時は管理職）に知らせる。
- オ 授業者は常時児童の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な児童には、積極的に声を掛け、早期発見に努める。
- カ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は早退し休養させる。

(2) 感染症対策の徹底

① マスクの着用

- ・校舎内では原則マスクを着用する。ただし、教員の指示によりマスクを外すことを可とするが、マスクはいつでも着用できるように、常時携帯することとする。
- ・マスクの種類（不織布、ガーゼマスク、手作りマスク等）は問わない。マスクには記名する。マスクのない児童は学年・学級備蓄用マスクを使用する。

② 手洗いや咳エチケットの徹底

- ・特に、ハンカチの携帯を指導する。
- ・咳やくしゃみをするときは咳エチケットを守る。マスクをしていない時は、口や鼻を覆う。

③ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で免疫力を向上できるよう指導する。

④ こまめな水分補給のため、水筒の持参を推奨する。

(3) 感染症対策の留意点

① 教室、職員室等の換気の徹底〔密閉対策〕

- ア 教室内は、換気できるように窓を常時少し開けておく。換気扇や扇風機がある場合は、積極的に使用して換気を促す。寒さ対策として児童は長袖・長ズボンを用意する。
- イ 休み時間には、窓や出入り口を広く開け換気する。
- ウ 教室内では加湿器を使用し、適切な湿度を保つ。

② 児童同士の距離の確保〔密集・密接対策〕

- ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。
 - ・座席はつけず、できるだけ離す。
- イ グループ活動等児童が対面で活動する場合は、向かい合って大声を出さない、マスクの着用、換気の徹底、近距離や接触を避けるなどの十分な感染対策を講じて短時間で行う。

③ 手洗いの徹底について

ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。

- ・遊びや教室外での活動から教室へ戻る時には、必ずうがい、手洗いを行うようにする。
- ・登校後、給食前、トイレの後、清掃の後、実習・実技等は特に入念に手洗いをを行う。

イ 状況に応じて手をアルコール消毒する。

④ 校内の消毒（次亜塩素酸ナトリウム 0.02% 水溶液または漂白剤希釈液）

ア 教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童がふれる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、定期的に消毒する。

イ 消毒作業は教職員で行い、児童には行わせない。

⑤ 教具・用具について

ア できる限り教具・用具の共有は避ける。児童同士の教材・教具の貸し借りはしない。

イ 共有した場合は、授業後必ず手を洗う。

ウ 共有しなければならない教具・用具は適宜消毒液で清拭する。

⑥ 清掃時の留意点

ア 不要な接触を避ける。「三つの密」を避けながら、全校縦割り班による清掃を行う。

イ 距離を保ちながら清掃するよう指導する。

- ・清掃の仕方を工夫する。マスクを着用し、私語をしない。

ウ すべての窓を大きく開けて清掃する。

エ 終了後は必ず石けんで手を洗う。

⑦ 登下校時の留意点

ア 登下校時は、マスク着用とする。公共交通機関（電車、バス）を利用する場合は、必ず着用する。

イ 玄関口や遊具のある場所にとどまらず、すみやかに教室に行ったり、下校したりするよう指導する。

ウ 帰りの会後、速やかに下校することを原則とする。ただし、特別な事情により放課後在校する場合は 16:00 までとし、PC 室で待つこととする。

⑧ 給食時の留意事項

ア 配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。

- ・すべての児童の手洗いの徹底。
- ・対面給食をせず、黒板を向いて食べる。

イ 給食当番は、使い捨て手袋を使用して配膳する。（使い捨て手袋は学校で用意）

ウ 給食当番用として、抗菌加工エプロンを一人 1 着の専用利用（1 年間）とする。給食当番や調理実習用として、また、地域の感染状況によっては、給食当番以外の児童もエプロンを着用して給食を食べる場合もある。使用後は、家で洗濯しアイロンをかけ、学校で衛生的に保管する。

(4) 教職員の感染症対策

※職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切。

①教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行い、児童と同様「健康記録カード」に記入して提出する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合は出勤しない。
 - ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず休む。
- ウ 勤務中は、授業中でも職員室でもマスクを使用する。
- エ 感染者の発生状況をニュース等でチェックし、情報を把握する。
- オ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 教室では、教員と児童、児童間の机をできるだけ離す。
 - ・会議等の中止や短縮、業務場所の分散に取り組む。
- ウ 会議等を行う場合でも、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。

3 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

① 児童の感染が判明した場合

- ・上越教育大学危機管理対策本部の判断により臨時休校とし、全児童を出席停止とする。

② 児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・濃厚接触者と認められる場合は、最低14日間は出席停止とし、症状を観察する。

③ 児童等に発熱等の風邪の症状が見られるとき

- ・速やかに帰宅させる。

④ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合

⑤ 児童が、緊急事態宣言が発出された地域（特定警戒都道府県）を往来したとの報告を受け、
学校が登校自粛を促し、応じる場合

(2) 「感染症診断通知書(治癒証明書)」の提出について

上記の②～③については不要とする。

(3) 発生報告について

感染が確認された児童児童、濃厚接触者に特定された児童等について情報を得た場合は、
附属学校課（附属小学校事務室）に報告する。

4 学校休業等の基準

令和3年2月4日 第34回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定の「小中学校休業等の基準」に則り、次のとおりとする。

(1) 当該児童・教職員について

	症状あり（※1）	濃厚接触者に特定（※3）	感染が判明
児童・教職員 本人	自宅で休養（※2）	原則として2週間登校しない （※4）	治癒するまで登校しない

(2) 臨時休業等について

	児童等に症状あり (※1)	児童等が濃厚接触者に特定 (※3)	児童等に感染が判明
附属小学校	休業しない	休業しない	全部又は一部の臨時休業 (※5)
周辺の学校	休業しない	休業しない	休業しない(※6)
放課後児童クラブ	休業しない	休業しない	2週間を目安に閉鎖 (※7)

※1：発熱をはじめ、咳、のどの痛み、倦怠感などのかぜの症状。

※2：「出席停止」の日数として扱うことが可能。

※3：同居する者の感染が判明した児童、教職員も同様に扱う。

※4：学校保健安全法に基づく「出席停止」とし、感染者と最後に接触した日から2週間。

※5：保健所と相談し、感染者の学校における活動状況等を踏まえ、臨時休業の要否、範囲、期間を判断する。

あわせて、濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに、必要に応じて校舎の消毒等を実施する。(臨時休業を行った場合)保健所、学校医等の意見を踏まえ、学校内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には、学校を適宜再開する。

※6：感染した児童及び教職員の感染経路や活動範囲、地域の感染拡大状況を考慮し、保健所等と十分協議の上、感染者が発生していない学校や放課後児童クラブをいったん休業・閉鎖する場合もあり得る。

※7：放課後児童クラブ利用の児童・指導員等が感染した場合。

II 教育活動

1 学校行事について (2月22日現在)

「三つの密」と過密スケジュールを避けるため、全校規模での集会や学校行事は、規模の縮小や内容の変更を行う。ただし、今後の市内感染状況により、中止もあり得る。

(1) 6年生を送る会については、3月5日(金)に日程を変更し、会を分散型で行う。6年生保護者(各家庭1名)のみ参観可。

(2) ポプラ作品展は2月26日(金)から3月12日(金)に行う。個別懇談時に参観可。

(3) 卒業証書授与式については、卒業生と保護者(各家庭2名まで)、来賓、教職員のみ参加とする。

(4) 離任式については、状況を勘案し、実施形態を考えながら実施する予定。

(5) 令和3年度の行事予定(仮)については、2月26日学年PTAで配付する。

2 学習について

(1) 校外学習については、十分に感染対策を講じた上で実施する。特に、バスを使用する際は、乗車前の検温や健康観察、車内の換気、マスク着用、座る間隔等、十分な感染対策を講じる。

(2) 調理を伴う飲食については、管理職の許可の下、十分な感染対策を講じた上で実施することができる。

(3) 校外からゲストティーチャーや研究協力者等を招く場合は、事前に管理職に許可を取る。また、来校時は事務室受付で「来校者受付簿」で健康状態を自己申告(チェック)してもらう。

(4) その他、各活動における留意事項を次のとおりとする。

＜いきいきタイム＞

- ・マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを取りながら行う。

＜実践体育科の活動＞

- ・学級ごとの実施を基本とする。
- ・整列は両手間隔をとって行う。
- ・原則マスク着用とする。ただし、教師の指示（運動の内容による）マスクは外してもよいこととする。
- ・可能な限り、身体接触するような活動は行わない。（鬼ごっこなど瞬間的な接触はよいこととする）
- ・活動後は、うがい、手洗いを行うようにする。
- ・必要以上に友だちと接触しない。

＜実践音楽科の活動＞

- ・音楽室では原則マスクを着用し、十分に感染対策（児童間の距離や換気）を講じながら歌唱指導を行う。ただし、教師の指示により、透明マスク（学校で用意）とすることができる。
- ・十分に感染対策（児童間の距離や換気）を講じながら、短時間でのリコーダーや鍵盤ハーモニカ指導を行う。
- ・音楽室以外の広い場所での活動も取り入れていく。体育館や多目的ホールなど広い場所で、児童同士の間隔を十分に空けられる場合（前後2m以上、左右1m以上）は、透明マスクまたはマスクを外して歌唱することができる。
- ・前の学級の活動が終わるのを待つときなど、音楽室の前で密集する時間がないように行動する。

＜実践家庭科の活動＞

- ・調理実習については、管理職の許可の下、十分な感染対策を講じた上で実施することができる。

＜休み時間の遊びについて＞

- ・校舎内ではマスク着用を原則とする。
- ・三密を避けるため、体育館や多目的ホールの使用を割り当てる（スポーツプロジェクト）こととする。

3 保健室の利用について

多数の利用者による感染拡大を防止するため、学級で対応できる場合（擦り傷や検温）は、学級で対応する。休み時間も緊急性のない来室は避ける。

4 子どもをよく「みる」

- | | | |
|--------------------|---|-------------------------|
| ・行動の変化をみる。 | } | ・たよりを通じて家庭と共有 |
| ・からだの反応をみる | | ・関係機関との連携、スクールカウンセラーの活用 |
| ・以前と異なる表情や会話の変化をみる | | ・できること、得意なことに着目した授業やみとり |
| | | ・複数の職員でよく観察する、情報共有する |

○環境の変化により、不安や緊張から不適応や自死、非行等へのリスクが高まる可能性がある。

○児童や家族、地域などで感染者や濃厚接触者（疑い含む）が出た場合、感染者や濃厚接触者、医療従事者、感染者外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮。差別や偏見など児童の様子を

見逃さず，毅然とした態度で指導する。